

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
が翌日の
翌日)

目 次

- ◇ 条 例
 - 鳥取県古物営業許可申請手数料等徴収条例(生活保安課)
 - 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(職員課)
 - 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例(障害福祉課)
 - 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(児童家庭課)
 - 鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例(消防防災課)
 - 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(建築課)
 - 鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例(監察官室)
 - 金属屑業条例の一部を改正する条例(生活保安課)

公布された条例のあらまし

◇鳥取県古物営業許可申請手数料等徴収条例

一 趣旨(第一条関係)

この条例は、古物営業法の規定に基づき、鳥取県公安委員会の行う古物営業の許可証に関する事務に係る手数料の徴収について必要な事項を定めることとした。

二 手数料の徴収(第二条関係)

古物営業の許可又は許可証の再交付若しくは書換えを受けようとする者から、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額の手数料を徴収することとした。

- (一) 古物営業許可申請手数料 一万八千円
- (二) 古物営業許可証再交付申請手数料 千三百円
- (三) 古物営業許可証書換え申請手数料 千五百円
- 三 既納の手数料(第三条関係)

既に納付した手数料は、還付しないこととした。

四 施行期日等

- 1 この条例は、平成七年十月十八日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

一 介護補償の創設

1 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、規則で定める程度の障害により、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けて

いる期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給することとした。(第五条、第九条の一関係)

二 遺族補償年金の支給水準の改善

1 遺族補償年金を受けることができる子、孫又は兄弟姉妹の範囲を、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者とする事とした。(第十一条第一項、第十二条関係)

2 遺族補償年金の額を遺族の人数の区分に応じて、それぞれ次のとおり引き上げることとした。(第十一条第三項関係)

遺族の人数	支給額 (かっこ内は改正前)
二人	補償基礎額に二〇一(一九三)を乗じて得た額
三人	補償基礎額に二二三(二二二)を乗じて得た額
四人以上	補償基礎額に二四五(四人の場合三三〇)を乗じて得た額

三 福祉施設の内容の改善

「福祉施設」という名称を「福祉事業」に改め、福祉事業の内容に、被災職員が受ける介護の援護及び職員の公務上の災害を防止するために必要な事業を加えることとした。(第十六条関係)

四 罰金額の適正化

補償を受けるため実施機関等に虚偽の報告をした者に対する罰金額を十万円(現行 二万円)に引き上げることとした。(第二十四条関係)

五 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

六 施行期日等

1 この条例は、平成八年四月一日から施行することとした。ただし、二の二、三及び五は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

一 掛金の額の引上げ(第五条、別表、附則第二項関係)

掛金の額を次のとおりとすることとした。

1 平成八年一月一日以後の加入者等

加入者又は口数追加加入者となつたときの年齢区分	掛金(月額)
三十五歳未満の者	三、五〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	四、五〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	六、〇〇〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	七、四〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	八、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	一〇、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	一三、三〇〇円

2 平成八年一月一日前の加入者等

(一) 昭和五十四年十月一日以後に加入した者であつて、加入者となつたときの年齢が四十五歳以上の者及び昭和六十一年四月一日以後に加入した者であつて、加入者となつたときの年齢が四十五歳未満であつた者並びに特約付加入者及び口数追加付加入者

加入時における年齢区分	現 行	掛 金 (月 額)	平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日以後
三十五歳未満の者	一、四〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、八〇〇円	三、五〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	一、九〇〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円	三、七〇〇円	四、五〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	二、六〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	四、九〇〇円	六、〇〇〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	三、二〇〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	六、〇〇〇円	七、四〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	四、一〇〇円	五、七〇〇円	五、七〇〇円	七、三〇〇円	八、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	五、三〇〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円	九、八〇〇円	一〇、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	六、八〇〇円	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一一、二〇〇円	一三、三〇〇円

(一)以外の者

昭和六十一年四月一日現在における年齢区分	現 行	掛 金 (月 額)	平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日以後
三十五歳未満の者	一、四〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、八〇〇円	三、五〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	一、九〇〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円	三、七〇〇円	四、五〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	二、六〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	四、九〇〇円	六、〇〇〇円
四十五歳以上の者	三、二〇〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	六、〇〇〇円	七、四〇〇円

二 脱退一時金制度の創設 (第十四条の二関係)

1 加入者が脱退の申出をしたとき、又は口数追加加入者が口数の減少の申出をしたときは、次の脱退一時金を当該者に給付することとした。

加入期間等	金 額
五年以上十年未満	三〇、〇〇〇円
十年以上二十年未満	五〇、〇〇〇円
二十年以上	一〇〇、〇〇〇円

2 口数追加加入者である加入者が脱退の申出をしたときは、1の額に次の額を加算することとした。

口数追加期間	金 額
五年以上十年未満	三〇、〇〇〇円
十年以上二十年未満	五〇、〇〇〇円
二十年以上	一〇〇、〇〇〇円

三 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

- 1 この条例は、平成八年一月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

一 衛生用品の定義を薬事法施行令別表第一に掲げる衛生用品のうち規則で定めるもの(現行 薬事法施行規則別表第二に掲げる衛生用品)とすることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例

一 消防顕彰金の額を次のとおり引き上げることとした。(第三条、第四条関係)

区 分	現 行	改 正 後
殉職者顕彰金	四百十万円以上二千百万円以下	四百九十万円以上二千五百二十万円以下
障害者顕彰金	百六十万円以上千七百二十万円以下	百九十万円以上二千六十万円以下
殉職者特別顕彰金	二千五百万円	三千万円

二 この条例は、公布の日から施行し、平成七年四月一日から適用することとした。

◇鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 次の県管住宅を廃止することとした。(別表第一関係)

名 称	位 置
五輪団地	八頭郡佐治村大字古市
清水団地	境港市清水町

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の清水団地に関する部分は、規則で定める日から施行することとした。

◇鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例

一 顕彰金の額を次のとおり引き上げることとした。(別表関係)

区 分	顕 彰 金 の 額	
	現 行	改 正 後
死亡したとき。	二一、〇〇〇、〇〇〇円	二五、二〇〇、〇〇〇円
第一級	一五、六〇〇、〇〇〇円	一八、七〇〇、〇〇〇円
第二級	一一、九〇〇、〇〇〇円	一五、五〇〇、〇〇〇円
第三級	一一、三〇〇、〇〇〇円	一三、六〇〇、〇〇〇円
第四級	一〇、一〇〇、〇〇〇円	一二、一〇〇、〇〇〇円
第五級	八、六〇〇、〇〇〇円	一〇、三〇〇、〇〇〇円
第六級	七、五〇〇、〇〇〇円	九、〇〇〇、〇〇〇円
第七級	六、三〇〇、〇〇〇円	七、六〇〇、〇〇〇円
第八級	五、三〇〇、〇〇〇円	六、四〇〇、〇〇〇円
第九級	四、五〇〇、〇〇〇円	五、四〇〇、〇〇〇円
第一〇級	三、九〇〇、〇〇〇円	四、七〇〇、〇〇〇円
第一級	三、三〇〇、〇〇〇円	四、〇〇〇、〇〇〇円
第一二級	二、八〇〇、〇〇〇円	三、四〇〇、〇〇〇円
第一三級	二、四〇〇、〇〇〇円	二、九〇〇、〇〇〇円
第一四級	二、一〇〇、〇〇〇円	二、五〇〇、〇〇〇円

障害の状態となつたとき。

二 扶養親族(二人から六人目まで)がある場合の加算額を次のとおり引き上げることとした。(別表関係)

疾病にかかり、又は負傷したとき。	療養を要する期間が六月以上	療養を要する期間が三月以上六月未満	療養を要する期間が一月以上三月未満	療養を要する期間が四日以上一月未満
	一、三〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	六〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円
	一、六〇〇、〇〇〇円	一、二〇〇、〇〇〇円	七〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円

区 分	加 算	
	現 行	改 正 後
死亡したとき。	一人につき 三八〇、〇〇〇円	一人につき 四六〇、〇〇〇円
障害の状態となつたとき。	一人につき 三四〇、〇〇〇円	一人につき 四二〇、〇〇〇円

- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この条例は、公布の日から施行し、一及び二は、平成七年四月一日から適用することとした。

◇金属屑業条例の一部を改正する条例

一 「ぞう物」を「盗品等」とし、表記を現代用語化して平易化することとした。(第十三条、第十五条関係)

二 この条例で引用している古物営業法の条項の移動に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第一条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二は平成七年十月十八日から施行することとした。

条 例

鳥取県古物営業許可申請手数料等徴収条例をここに公布する。

平成七年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十八号

鳥取県古物営業許可申請手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二十六条の規定に基づき、鳥取県公安委員会の行う古物営業の許可証に関する事務に係る手数料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収)

第二条 古物営業の許可又は許可証の再交付若しくは書換えを受けようとする者から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- 一 古物営業許可申請手数料 一万八千円
 - 二 古物営業許可証再交付申請手数料 千三百円
 - 三 古物営業許可証書換え申請手数料 千五百円
- (既納の手数料)

第三条 既に納付した手数料は、還付しない。

附 則

- 1 この条例は、平成七年十月十八日から施行する。
- 2 この条例の施行前に古物営業法の一部を改正する法律(平成七年法律第六十六号)

による改正前の古物営業法第十条の規定による許可証に関する事務に係る申請がなされている場合における当該事務に係る手数料は、なお従前の例による。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉施設」を「福祉事業」に改める。

第一条中「制度を定める」を「制度等を定め、もつて議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する」に改める。

- 「第二章 補償及び福祉施設」を「第二章 補償及び福祉事業」に改める。
 - 第五条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
 - 五 介護補償
- 第九条の次に次の一条を加える。

(介護補償)

第九条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のもにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けて

いる場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

第十一条第一項第二号中「未満である」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同項第三号中「未満」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること」に改め、同条第三項第二号中「百九十三」を「三百一」に改め、同項第三号中「二百十二」を「二百二十三」に改め、同項第四号中「四人」を「四人以上」に、「二百三十」を「二百四十五」に改め、同項第五号を削る。

第十二条第一項第五号中「達した」の下に「日以後の最初の三月三十一日が終了した」を加え、同項第六号中「未満である」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第十六条の見出しを「（福祉事業）」に改め、同条中「施設をする」を「事業を行う」に改め、同条第一号中「施設」を「事業」に改め、同条第二号中「療養生活の援護」の下に「、被災職員が受ける介護の援護」を加え、「施設」を「事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 実施機関は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。

第二十四条中「二万円」を「十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。ただし、目次、第一条、第二章の章名、第十一条第三項及び第十六条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行

する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十一条第三項の規定は、平成七年八月一日以後の期間に係る遺族補償年金の額について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金の額については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第七十五号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「第二十一条第三項」を「第二十一条第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第四条の二及び第四条の三を次のように改める。

（口数による加入）

第四条の二 共済制度への加入は口数単位によるものとし、同一の心身障害者について加入申込者又は加入者が加入できる口数は一口又は二口のいずれかとする。

（口数の追加）

第四条の三 加入申込者又は加入者は、口数の追加の加入時に第三条第一項第二号に規

定する加入資格を有するときは、規則で定めるところにより、知事に口数の追加（以下「口数追加」という。）を申し込むことができる。

2 知事は、前項の規定による申込みがあつた場合において、次の各号の一に該当する場合を除くほか、口数追加の承認をしなければならない。

一 口数追加の申込者が、口数追加時において心身障害者扶養保険契約の被保険者となることができない者であるとき。

二 口数追加の対象となる心身障害者について、既に口数が追加されているとき。

3 口数追加の申込者が、転入の直前まで他の地方公共団体共済制度において口数追加をしていた者で、転入後直ちに共済制度において口数追加をするものであるときは、前項第一号中「口数追加時」とあるのは「他の地方公共団体共済制度における口数追加時」として、同項の規定を適用する。

第四条の四を削る。

第五条の見出しを「掛金の納付」に改め、同条第一項中「別表第一」を「加入時の年齢に応じ、別表」に改め、同条第二項中「第四条の第二項の特約条項の付加の承認を受けた者（以下「特約付加入者」という。）又は第四条の第三項において準用する第四条の第二項の口数追加条項の付加の承認を受けた者（以下「口数追加付加入者」という。）は、特約条項又は口数追加条項の付加」を「前条第二項の口数追加の承認を受けた者（以下「口数追加加入者」という。）は、口数追加」に、「別表第二」を「別表」に、「加算掛金」を「掛金」に、「特約条項又は口数追加条項の付加」を「口数追加」に改め、同条第三項中「前条第一項の規定の適用を受けて特約付加入者若しくは口数追加付加入者」を「口数追加加入者」に、「特約条項若しくは口数追加条項の付加」を「口数追加」に改め、同条に次の一項を加える。

4 掛金の額は、法第二十一条第三項に規定する保険約款に定める保険料額が改定されたときは、速やかに、変更すべきものとする。

第六条の見出しを「掛金の減免」に改め、同条中「又は加算掛金」を削る。

第七条の見出しを「掛金の納付の猶予」に改め、同条中「又は加算掛金」を削る。

第八条第三項中「第一項の加入者が特約付加入者又は口数追加付加入者であるときは」

を「口数追加加入者については」に改める。

第十四条第三項中「特約付加入者又は口数追加付加入者」を「口数追加加入者」に、「特約条項又は口数追加条項の付加の期間」を「口数追加加入者であつた期間」に、「付加期間」を「口数追加期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（脱退一時金の給付）

第十四条の二 加入者が、次の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、当該加入者に脱退一時金を給付する。ただし、加入者であつた期間（口数追加にあつては、口数追加加入者であつた期間）が五年に満たないとき、又は加入者が転出（新たに県外に住所を有することとなつたことをいう。以下同じ。）したことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となつたときは、この限りでない。

一 加入者が脱退の申出をしたとき。

二 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。

2 脱退一時金の額は、前項第一号に掲げる場合にあつては、加入者であつた期間（以下この項及び第四項において「加入期間」という。）に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

一 加入期間が五年以上十年未満のとき 三万円

二 加入期間が十年以上二十年未満のとき 五万円

三 加入期間が二十年以上るとき 十万円

3 口数追加加入者については、前項の額に、脱退した日まで継続する口数追加加入者であつた期間（以下この項及び次項において「口数追加期間」という。）に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額を加算する。

一 口数追加期間が五年以上十年未満のとき 三万円

二 口数追加期間が十年以上二十年未満のとき 五万円

三 口数追加期間が二十年以上るとき 十万円

4 第一項第二号に掲げる場合にあつては、脱退一時金の額は、口数を減少した日まで継続する加入期間又は口数追加期間に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

一 加入者となつたときの口数を減少するとき 第二項に規定する加入期間に応じた各号に掲げる額

二 口数追加加入者となつたときの口数を減少するとき 第二項に規定する加入期間又は前項に規定する口数追加期間に応じた各号に掲げる額

5 第五条第三項の規定は、第一項ただし書の期間について準用する。

第十七条第一項第二号中「特約付加入者又は口数追加付加入者である加入者」を「口数追加加入者」に改め、同項第六号中「新たに県外に住所を有することとなつたこと（をいう。）」を削り、同条第二項中「特約付加入者又は口数追加付加入者」を「口数追加加入者」に改め、同項第一号中「特約条項又は口数追加条項の付加の取消し」を「口数追加加入者が口数の減少」に改め、同項第二号中「加算掛金」を「口数追加に係る掛金」に改め、同条第三項中「又は加算掛金」を削る。

第十八条第一項第五号中「若しくは加算掛金」を削る。

別表第一及び別表第二を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第五条関係）

加入者又は口数追加加入者となつたときの年齢区分	掛金（月額）
三十五歳未満の者	三、五〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	四、五〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	六、〇〇〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	七、四〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	八、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	一〇、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	一三、三〇〇円

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（以下「共済条例」という。）第二条第四項に規定する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）に加入している者についてこの条例による改正後の共済条例（以下「新条例」という。）並びに附則別表第一及び附則別表第二の規定を適用する場合には、次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

一 昭和五十四年十月一日以後に加入した者であつて、加入者となつたときの年齢が四十五歳以上であつた者及び昭和六十一年四月一日以後に加入した者であつて、加入者となつたときの年齢が四十五歳未満であつた者	第五項 加入者（第十七条第一項第二号ただし書の規定に該当する加入者を除く。）は、加入の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、加入時の	昭和五十四年十月一日以後に加入した者（第十七条第一項第二号ただし書の規定に該当する加入者を除く。）は、規則で定めるところにより、その加入したときの
二 この条例による改正前の鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条の二の規定による特約付加入者	第五項 前条第二項の口数追加の承認を受けた者（以下「口数追加加入者」という。）は、口数追加の承認を受けた	附則別表第一 特約付加入者については、特約付加入者となつた
三 旧条例第四条の三の規定による口数追加付加入者	第五項 前条第二項の口数追加の承認を受けた者（以下「口数追加加入者」という。）は、口数追加の承認を受けた	口数追加付加入者については、口数追加付加入者となつた
四 前三号に掲げる者以外の者	第五項 加入者（第十七条第一項第二号ただし書の規定に該当する加入者を除く。）は、加入の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、加入時の	附則別表第一 口数追加付加入者となつたとき

3 施行日の前日において扶養共済制度の特約付加入者又は口数追加付加入者である者に対する新条例の適用については、これらの者を新条例第四条の第三項の口数追加の承認を受けた者とみなす。

4 新条例第十四条の二の規定は、施行日以後に脱退又は口数減少の申出をした加入者又は口数追加加入者について適用する。

附則別表第一（附則第二項関係）

加入時における年齢区分	掛 金(月 額)		
	平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日以後
三十五歳未満の者	二、一〇〇円	二、八〇〇円	三、五〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	二、八〇〇円	三、七〇〇円	四、五〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	三、八〇〇円	四、九〇〇円	六、〇〇〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	四、六〇〇円	六、〇〇〇円	七、四〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	五、七〇〇円	七、三〇〇円	八、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	七、二〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	九、〇〇〇円	一一、二〇〇円	一三、三〇〇円

附則別表第二（附則第二項関係）

昭和六十一年四月一日現在における年齢区分	掛 金(月 額)		
	平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日以後
三十五歳未満の者	二、一〇〇円	二、八〇〇円	三、五〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	二、八〇〇円	三、七〇〇円	四、五〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	三、八〇〇円	四、九〇〇円	六、〇〇〇円
四十五歳以上の者	四、六〇〇円	六、〇〇〇円	七、四〇〇円

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十一号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）別表第二に掲げる衛生用品」を「薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）別表第一に掲げる衛生用品のうち規則で定めるもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十二号

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例

〇〇〇〇円」に、「一、〇〇〇、〇〇〇円」を「一、二〇〇、〇〇〇円」に、「六〇〇、〇〇〇円」を「七〇〇、〇〇〇円」に、「四〇〇、〇〇〇円」を「五〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の備考2中「三十八万円」を「四十六万円」に、「三十四万円」を「四十一万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成七年四月一日から適用する。

金属屑業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十五号

金属屑業条例の一部を改正する条例

金属屑業条例（昭和二十七年七月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ニッケル」を「ニッケル」に、「其の他」を「その他」に、「いづれにも」を「いづれにも」に改め、同項第二号中「第一条第一項」を「第二条第一項」に改める。

第十一条中「買受け」を「買い受け」に、「年齢を確かめ」を「及び年齢を確かめ」に、「主要食糧購入通帳等の呈示」を「運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示」に、「不正品の疑」を「この場合において、当該金属屑について不正品の疑い」に改める。

第十三条の見出しを「(品触れ)」に改め、同条第一項中「ぞう物の品触」を「盗品そ

の他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物（以下「盗品等」という。）の品触れ」に、「出来る」を「できる」に改め、同条第二項中「品触」を「品触れ」に、「日附」を「日付」に改め、同条第三項中「品触」を「品触れ」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十四条の見出しを「(差止め)」に改め、同条中「買受け」を「買い受け」に、「ぞう物」を「盗品等」に改める。

第十五条の見出し中「立入」を「立入り」に改め、同条第二項中「呈示」を「提示」に改め、同条第三項中「ぞう物」を「盗品等」に改め、同条第四項中「立入」を「立入り」に改める。

別記様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号（第六条関係）」に改め、「昭和」を削る。

別記様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号（第六条関係）」に改め、「昭和」を削る。

別記様式第三号中「様式第三号」を「様式第三号（第九条関係）」に改める。
別記様式第四号中「森斗海国印」を「森斗海国印（海斗）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第二号の改正規定は、平成七年十月十八日から施行する。